

こちら 町長室

寄居町長

花輪利一郎



東武東上線沿線サミットに坂戸市と越生町が仲間入り



東武東上線沿線サミットは、豊島区、川越市、東松山市、寄居町が「観光・文化・教育・産業・環境」などの幅広い分野で交流し、東武鉄道株式会社の協力のもと、沿線地域の魅力を発信し、地域の活性化を推進するため、平成25年に発足した組織で、これまでさまざまな交流事業を行ってきました。

平成30年度の事業として、3月9日に、池袋－寄居間で、先に募集したデザインコンテストで最優秀賞を受賞したヘッドマークを掲げた特別電車を運行しました。車内では、各自治体の観光大使やマスコットキャラクターも参加し、さまざまなイベントも開催されました。

終点である寄居駅に到着後、場所を寄居町役場に移し、東武鉄道株式会社の都築鉄道事業本部長立会いのもと、4月から新たに加わった、坂戸市と越生町を含む各自治体の首長が相互協定を締結しました。坂戸市と越生町が加わったことで、これまで以上に広域での活動が可能となり、寄居町といたしましても、各自治体との連携を深め、広く町をPRしていきたいと考えております。

YORII TOWN DIARY発行

町では、さまざまなツールを活用し、町のPRに積極的に取り組んでおります。平成29年度には、Facebookの記事を一冊にまとめた冊子を作製し、好評をいただいたところですが、平成30年度には、町のパンフレット兼ダイアリーとして両方の機能を備えたオリジナル手帳「YORII TOWN DIARY」を作製しました。



4月から来年の3月までの各月ごとに、カレンダー・メモ・写真ページを設け、写真ページには、その月の寄居町を感じていただけるよう、Facebookに掲載したものの中から、町の日常を感じていただけるような写真を選定して掲載しています。皆さんに普段から持ち歩いていただくことで、町を恒常にPRできる重要なツールとして考えております。ご希望の方は、総務課へお問い合わせください。

行政インフォメーション information

お知らせ info 住宅改修資金補助制度をご活用ください！



町では、地域経済の活性化を図るため、町内の住宅改修施工業者と契約し居住用住宅の改修を行う際、その費用の一部を補助します。

▶ 受付開始

4月15日(月)から

※予算額に達した時点で受付終了となります。

▶ 対象

過去に同制度を利用していない方で、次の①～④の要件をすべて満たす方

- ①町内在住で、町の住民基本台帳に登録されている方
- ②対象となる住宅を所有し、かつ居住している方
- ③町税等の滞納がない方
- ④対象となる改修工事について、ほかの補助制度を受けているない方

▶ 対象となる住宅

次の①～③のいずれかに該当する建築物

- ①個人住宅(自己の居住用の建築物)
- ②併用住宅(個人住宅と店舗や事務所等が同一の建築物になっている場合の居住用部分のみ)
- ③集合住宅(アパート等の所有者の自己居住部分のみ)

▶ 主な改修工事例

○屋根や外壁の改修または塗装工事 ○部屋の防音や断熱工事 ○手すり設置や段差解消工事 ○間取りの変更工事 ○床、内壁、天井等の改修工事 等

▶ 対象工事

町内に事業所がある施工業者が行う、工事費が20万円以上(消費税および地方消費税を除く)で、平成32年2月末日までに完了する住宅改修工事です。なお、交付決定後30日以内に着工できる工事が対象です。

*新築や建て替え工事等は対象外となります。詳しくはお問い合わせください。

▶ 補助金額

改修工事に要した費用(税抜)のうち、10%に相当する金額(千円未満は切り捨て)とし、20万円を上限

▶ 申請方法

次の①～⑧を持参し、商工観光課へ申請してください。

- ①住民票の写し
- ②当該住宅にかかる固定資産税の評価証明書
- ③町税、水道料金、公共下水道使用料および農業集落排水処理施設使用料に関して滞納のないことを証明できる書類
- ④類似補助制度の申請状況調査同意書
- ⑤当該住宅の案内図
- ⑥改修工事箇所の図面
- ⑦改修工事の見積書の写し(工事費内訳を明示したもの)
- ⑧改修工事施工前の現場写真

問 商工観光課(☎ 581-2121内線451)

お知らせ info

「雑がみ」の回収にご協力をお願いします！

主な雑がみ

チラシ



包装紙



紙袋



封筒



ノート



使用済み
コピー用紙



メモ用紙、
紙製ファイル



はがき



ティッシュ・お菓子・おもちゃ
などの紙箱



トイレット
ペーパーの芯



カレンダー



健康
health

受付開始！高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種

過

去に一度も高齢者用肺炎球菌ワクチンを受けたことがない次の年齢になる方は、定期接種として受けることができます。接種機会は1回のみとなりますので、この機会に接種しましょう。

▶ 対象

①次の年齢になる方

- 65歳(昭和29年4月2日～昭和30年4月1日生)
- 70歳(昭和24年4月2日～昭和25年4月1日生)
- 75歳(昭和19年4月2日～昭和20年4月1日生)
- 80歳(昭和14年4月2日～昭和15年4月1日生)
- 85歳(昭和 9年4月2日～昭和10年4月1日生)
- 90歳(昭和 4年4月2日～昭和 5年4月1日生)
- 95歳(大正13年4月2日～大正14年4月1日生)
- 100歳以上(大正 9年4月1日以前生)

②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害や、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方

▶ 接種期間

平成32年3月31日(火)まで

*誕生日から接種ができます。

▶ 接種ができる医療機関

町が業務委託している医療機関で接種できます。申し込み時にご確認ください。また、契約外の医療機関で接種を受ける場合は償還払いとなりますので、事前に健康福祉課保健指導班へご相談ください。

▶ 持参するもの

予防接種依頼書兼予診票(申し込み後に送付します)、健康保険証、生活保護受給者証(生活保護世帯の方)、身体障害者手帳(お持ちの方)

▶ 負担額

4,000円

*生活保護世帯は無料(1人1回限り)

▶ 申し込み

事前に電話で健康福祉課保健指導班へ。

問 健康福祉課保健指導班(☎ 581-2121内線211・212)